

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年8月24日(2017.8.24)

【公表番号】特表2014-525806(P2014-525806A)

【公表日】平成26年10月2日(2014.10.2)

【年通号数】公開・登録公報2014-054

【出願番号】特願2014-524100(P2014-524100)

【国際特許分類】

A 6 1 B 17/12 (2006.01)

A 6 1 L 31/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/12

A 6 1 L 31/00

C

【誤訳訂正書】

【提出日】平成29年7月14日(2017.7.14)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0011

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0011】

第1の一般的態様において、閉塞デバイスは、第1の形態および第2の形態を有する細長要素を含み、ここで第1の形態は比較的低い横断輪郭を有し、第2の形態は不規則変形させられている。細長要素には、その表面積、表面抗力および/または軸方向輪郭を増大させるための少なくとも1つの修正が含まれ、細長要素は、第1の形態における第1の体積およびアルギナートの投与後の第2の形態において第1の体積より大きい第2の体積を有する。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0028

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0028】

例示的実施形態は、可撓性を示す細長要素を含む。例示的実施形態は、低い円柱強度を有する細長要素を含み、例えばこうして自己「不規則変形」し(本明細書中で定義されている通りのこの用語の意味合いで)、そのため血管壁と接触した場合に血管壁に穴を開けることがない。一部の実施形態において、細長要素10は、その前端部分よりもその後端部分においてより大きい可撓性およびより低い円柱強度を示すことができる。後端で可撓性がより高いことの目的は、空間内に入る最後の部分が、より容易に自己「不規則変形」できるようにし、こうして、開放空間が小さくなった時に細長要素がより完全に空間を充填できる一助となることがある。後端部分において可撓性をより大きくすることは、例えば、後端部分の断面サイズを縮小すること、または一貫した断面サイズを維持しながらその長に沿った細長要素の弾性係数を変動させることによって(またはこのような要因の組合せによって)達成可能である。さらに他の例示的実施形態には、膨張性の細長要素、換言すると半径方向の伸張または拡張が可能である細長要素が含まれる。さまざまな例示的実施形態において細長要素は多孔質であり、非金属でありかつ/またはX線透過性を有する。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0032

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0032】

対照的に、図2を参照すると、細長要素20の第2の形態は、充填または閉塞を最大限にするように選択されてよく、「不規則変形した状態」として特徴づけることができる。なお本明細書で使用する「不規則変形した(tumbled)」という用語は、ごちゃごちゃにされた、あるいは、くしゃくしゃにされた、折畳まれた(folded)、巻回された(coiled)、皺寄せされた(wrinkled)、捩られた(twisted)、揉まれた(crumpled)、これらの組合せなどを意味する。例示的実施形態において、細長要素20は第2の形態に向かって付勢され、例えば材料的にまたは構造的に付勢されるか、または本明細書中で記述されている細長要素20に対する修正のいずれかの結果として付勢される。しかしながら他の実施形態では、細長要素20は、図2に示されている通り、付勢を全く有しておらず、そのため第2の形態は不規則である。

【誤訳訂正4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0037

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0037】

非限定的な例として、好ましい実施形態において、第1の形態にある細長要素の体積は、標的閉塞空間を完全に閉塞するために必要とされるものよりも小さいが、第2の形態におけるその体積は、空間を実質的に完全に閉塞するかまたは他の形で占有する。例えば、不規則変形した細長要素は、閉塞すべき空間の80%しか充填しないが、ゲル化または架橋を通して、閉塞すべき空間の100%近くを充填し得る。

【誤訳訂正5】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0049

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0049】

ここで図6を参照すると、細長要素60上の1つのまたは複数のビーズ64も使用してよい。好ましい実施形態において、ビーズ64は、当該技術分野において公知の通りの「塗装により形成された(painted-on)」ポリマービーズである。本発明の一実施形態によると、1つまたは複数のビーズ64は、X線不透過性またはエコー源性添加物を含むポリマーでコーティングされている。

【誤訳訂正6】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0050

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0050】

より広義では、細長要素の任意の部分(あるいはそれに対して加えられた任意の構造的修正)が、全ての目的のために参照により本明細書に援用されている特許文献5中で開示されているものなどの、移植中および移植後の細長要素の画像処理または検出を増強させるX線不透過性またはエコー源性要素を含んでいてよい。好ましいX線不透過性マーカーは、タンゲステン、金、白金などのうちの1つ以上で構成されてよい。細長要素が移植後に除去可能であってよい本発明の利用分野について、X線不透過性要素がきわめて有利であるかもしれない。

【誤訳訂正 7】**【訂正対象書類名】**明細書**【訂正対象項目名】**0051**【訂正方法】**変更**【訂正の内容】****【0051】**

他の例示的実施形態に親水性を付与し、次に送達前にこれをX線不透過性造影剤中に浸漬させてもよい。造影剤中への浸漬によって、一時的にX線写真上で可視的なデバイスが促進される。造影剤がひとたび洗い落された時点で、デバイスは、X線透過性となる。さらに、ePTFEを含む実施形態において、濡れていないePTFEは、送達中充分にエコー源性であり、送達後、最終的に濡れた状態となり透過性になる。同様にして、先に記述した通り、第2の試薬をX線不透過性造影剤と組合せることができる。

【誤訳訂正 8】**【訂正対象書類名】**特許請求の範囲**【訂正対象項目名】**全文**【訂正方法】**変更**【訂正の内容】****【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

閉塞デバイスであって、

第1の形態と第2の形態の間で推移するようにされている可撓性を有する細長要素を含み、

第1の形態が直線的で比較的低い横断輪郭を有し、

第2の形態が不規則変形されており、

細長要素には、その表面積、表面抗力および/または軸方向輪郭を増大させるための少なくとも1つの修正が含まれ、

細長要素が1以上の放射線不透過性要素またはエコー源性要素を含み、細長要素は送達後に、放射線または音波による画像処理において、透明となるようにされていて、

細長要素が、第1の形態における第1の体積、および第1の試薬と反応するアルギナートの投与後の第2の形態において第1の体積より大きい第2の体積を有し、第1の試薬とアルギナートの間の反応は第2の体積が第1の体積よりも大きくなる細長要素の増大を誘起する、

ことを特徴とする閉塞デバイス。

【請求項 2】

細長要素の少なくとも一部分が、第2の形態に向かって付勢されている、ことを特徴とする請求項1に記載の閉塞デバイス。

【請求項 3】

細長要素が、第1の形態または第2の形態のいずれに向かっても付勢されておらず、第2の形態が不規則である、ことを特徴とする請求項1に記載の閉塞デバイス。

【請求項 4】

細長要素が管状であり、第1の形態において開いており、第2の形態においては充填材で塞がれている、ことを特徴とする請求項1に記載の閉塞デバイス。

【請求項 5】

充填材がゲルを含む、ことを特徴とする請求項4に記載の閉塞デバイス。

【請求項 6】

充填材が、塞栓剤を含む、ことを特徴とする請求項4に記載の閉塞デバイス。

【請求項 7】

さらに、細長要素に巻き付けられたフィラメントを含む、ことを特徴とする請求項1に記載の閉塞デバイス。

【請求項 8】

細長要素が延伸ポリテトラフルオロエチレン(e P T F E)を含む、請求項 1 に記載の閉塞デバイス。

【請求項 9】

細長要素にはカルシウム含有溶液が吸収させられている、ことを特徴とする請求項 1 に記載の閉塞デバイス。

【請求項 10】

細長要素にはヒドロゲルが吸収させられている、ことを特徴とする請求項 1 に記載の閉塞デバイス。

【請求項 11】

ヒドロゲルがポリビニルアルコールを含む、ことを特徴とする請求項 10 に記載の閉塞デバイス。

【請求項 12】

細長要素が生体吸収性ポリマーコーティングを含む、ことを特徴とする請求項 1 に記載の閉塞デバイス。

【請求項 13】

細長要素が、螺旋形態にある細長要素に接着されたポリマーフィルムを含んでいる、ことを特徴とする請求項 1 に記載の閉塞デバイス。